

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

- 1 災害弔慰金の支給等に関する業務
 - (1) 災害弔慰金の支給等に関する業務（危機管理課）【業務登録変更】
 - (2) 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】

- 2 予防接種に関する業務
 - (1) 予防接種業務（健康づくり推進課）【業務登録変更】
 - (2) 介護保険業務（高齢者支援課）【目的外利用登録】
 - (3) 予防接種業務（健康づくり推進課）【業務委託登録変更】

- 3 道路排雪費負担金徴収に関する業務
 - (1) 道路排雪費負担金徴収業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】
 - (2) 生活保護業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (3) 要援護世帯除雪費助成等業務（高齢者支援課）【目的外利用登録】

- 4 市営バス東飛山線サポーター乗車券販売等業務（交通政策課）【業務登録廃止】

- 5 上越市防災士養成業務（市民安全課）【外部提供登録廃止】

- 6 家事援助等ボランティア利用助成に関する業務

(1) 個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録廃止】

(2) 民生委員業務（福祉課）【目的外利用登録廃止】

7 母子管理事業（この内の助産師業務関係）（健康づくり推進課）【外部提供登録廃止】

8 指定管理者の指定に関する施設【指定管理者登録変更】

(1) 五智歴史の里会館（施設経営管理室）

(2) 牧湯の里深山荘（施設経営管理室）

<p>1. 關於本會之組織及業務範圍，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會組織規程草案，呈請核示。</p>	<p>查本會組織規程草案，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會組織規程草案，呈請核示。</p>
<p>2. 關於本會之經費來源，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會經費來源草案，呈請核示。</p>	<p>查本會經費來源草案，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會經費來源草案，呈請核示。</p>
<p>3. 關於本會之業務範圍，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>	<p>查本會業務範圍草案，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>
<p>4. 關於本會之業務範圍，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>	<p>查本會業務範圍草案，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>
<p>5. 關於本會之業務範圍，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>	<p>查本會業務範圍草案，業經本會第一屆會員大會通過，並呈請內政部備案在案。茲為適應業務需要，爰擬具本會業務範圍草案，呈請核示。</p>

個人情報業務登録票（変更）（報告）

課 名 危機管理課

業務の名称	災害弔慰金の支給等に関する業務
収集の目的	<p>本人の行為に起因又は関連しない不慮の災害等により死亡した人の遺族、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた人に対して災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給するための審査を行うため。また、被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付をするための審査を行うため</p> <p>(根拠法令：上越市災害弔慰金の支給等に関する条例、上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則)</p>
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、死亡、被害情報、収入情報、賦課情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（遺族、住民基本台帳、市民課、税務課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【災害弔慰金の支給等に関する業務の業務登録変更、目的外利用登録について】

災害等により死亡した者の遺族等に対して支給する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給額判定において、主として生計を維持している者であったかどうかで支給額が異なるため、対象者本人及び同居家族等の所得情報等が必要となることから、必要な業務登録の変更及び目的外利用登録をするもの。

また、当該業務には、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付に係る業務も実施しており、災害弔慰金の支給と同様の情報を収集することから、業務の名称及び収集の目的を変更するもの。

災害弔慰金の支給等に関する業務の変更について

1 業務の名称 災害弔慰金の支給等に関する業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	不慮の災害等に対する死亡見舞金支給業務	災害弔慰金の支給等に関する業務
収集の目的	本人の行為に起因又は関連しない不慮の災害等により死亡した人の遺族に対して見舞金を支給するための審査を行うため	本人の行為に起因又は関連しない不慮の災害等により死亡した人の遺族、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた人に対して災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給するための審査を行うため。また、被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付をするための審査を行うため。
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、死亡、被害情報	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、死亡、被害情報、収入情報、賦課情報
収集の方法	その他（遺族、住民基本台帳、市民課）	その他（遺族、住民基本台帳、市民課、税務課）

3 変更理由

- ・本人の行為に起因又は関連しない不慮の災害等により死亡した者の遺族、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給額判定に対象者本人及び同居家族等の所得情報等が必要となるため
- ・災害弔慰金の支給等に関する業務には、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付が含まれており、災害弔慰金の支給と同様の情報を収集することから、業務の名称及び収集の目的を変更するもの

4 変更期日

令和3年2月12日

5 業務の概要

(1) 実施目的

災害により死亡した遺族に対し、災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。

(2) 業務内容

災害により死亡及び精神又は身体に著しい障害を受けた事案について、災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象であるか判定を行う。また、支給対象となる場合は、支給する額を判定の上、支給する。災害により被害を受けた世帯の世帯主より借入れの申請を受けたときは、当該世帯の被害状況や所得その他必要な事項を調査の上、審査し、貸し付けることを決定した場合は、貸付を行う。

6 報告の理由

令和3年1月の豪雪により発生した対象事案について、災害弔慰金支給に関する判定を速やかに行う必要があったことから、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（報告）

外部提供

課名 税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務	
利用又は提供する目的	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給額の判定に必要であるため 災害援護資金貸付の審査に必要であるため （根拠法令：上越市災害弔慰金の支給等に関する条例、 上越市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、収入情報、賦課情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	危機管理課
	業務の名称	災害弔慰金の支給等に関する業務
利用又は提供する期間	随時	

個人住民税賦課業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 個人住民税賦課業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
個人住民税を賦課するため
 - (2) 業務内容
個人住民税を賦課する
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、収入情報、賦課情報
- 4 利用又は提供できる理由
 - ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる場合、支給する額の判定に対象者本人及び同居家族などの所得情報等が必要であるため
 - ・災害援護資金を貸付けるための審査に所得情報等が必要であるため
- 5 利用又は提供する方法
文書による通知、複写
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
災害弔慰金の支給等に関する業務
 - (2) 業務の概要
災害により死亡した遺族に対し、災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。また、被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和3年2月12日
- 8 報告の理由
令和3年1月の豪雪により市民が死亡した事案について、災害弔慰金支給に関する判定を速やかに行う必要があったことから、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

個人情報業務登録票（変更）（報告）

課 名 健康づくり推進課

業務の名称	予防接種業務
収集の目的	予防接種案内、接種状況把握及び費用助成等の予防接種業務を行うため (根拠法令：予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、介護保険情報、心身障害情報、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等 (根拠条項：番号法別表第1の10の項) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課、高齢者支援課、国保年金課、保育課、こども課、医療機関、介護保険施設等)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保険システム内のファイルサーバー)
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【予防接種業務の業務登録変更等について】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）について、国が設定した接種順位に従い接種を行うことから、接種順位が上位の施設入居者について、住民票では所在を把握することができないことから介護保険施設及び高齢者支援課から情報を収集するとともに、対象者に配付する接種券の印刷等を委託するため必要な登録を行うもの

予防接種業務の変更について

1 業務の名称 予防接種業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の目的	(根拠法令：予防接種法_____)	(根拠法令：予防接種法、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、_____、心身障害情報、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報	氏名、性別、住所、生年月日、個人番号、電話番号、世帯員コード、印影、国籍、続柄、人的関係、出生、在留資格、健康状態、傷病情報、診療情報、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、 <u>介護保険情報</u> 、心身障害情報、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、助成等審査の要件となっている個人情報、仮放免情報
収集の方法	■その他(市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課_____、国保年金課、保育課、こども課、医療機関_____)	■その他(市民課、住民基本台帳、税務課、福祉課、 <u>高齢者支援課</u> 、国保年金課、保育課、こども課、医療機関、 <u>介護保険施設等</u>)

3 変更理由

新型コロナワクチンの接種の実施に関し、国が設定した接種順位に従い接種券を作成するため、接種順位が上位の対象者である高齢者の所在を把握する必要があったため

4 変更期日

令和3年2月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

予防接種案内、接種状況把握及び費用助成等の予防接種業務を行うため

(2) 業務内容

予防接種案内、接種状況把握及び費用助成等の予防接種業務を行う。

6 報告の理由

新型コロナウイルスワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が示した接種順位により順次接種していくことになっている。そのため、接種順位の上位の対象者の所在地を把握する必要があり、人の生命若しくは身体の保護のため緊急かつやむを得ないことから情報を収集したもの

対象者	調査内容	調査結果
<p>対象者：(1) 接種順位上位の者 (2) 接種順位上位の者の関係者 (3) 接種順位上位の者の関係者の関係者</p>	<p>接種順位上位の者の所在地 接種順位上位の者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地</p>	<p>接種順位上位の者の所在地 接種順位上位の者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地</p>
<p>対象者：(1) 接種順位上位の者の関係者 (2) 接種順位上位の者の関係者の関係者 (3) 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者</p>	<p>接種順位上位の者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の所在地</p>	<p>接種順位上位の者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の所在地</p>
<p>対象者：(1) 接種順位上位の者の関係者の関係者 (2) 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者 (3) 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の関係者</p>	<p>接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の関係者の関係者の所在地</p>	<p>接種順位上位の者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の関係者の所在地 接種順位上位の者の関係者の関係者の関係者の関係者の関係者の所在地</p>

<p>1. 姓名</p>	<p>2. 性别</p>	<p>3. 年龄</p>
<p>4. 籍贯</p>	<p>5. 民族</p>	<p>6. 职业</p>
<p>7. 教育程度</p>	<p>8. 婚姻状况</p>	<p>9. 健康状况</p>
<p>10. 宗教信仰</p>	<p>11. 政治面貌</p>	<p>12. 其他</p>
<p>13. 兴趣爱好</p>	<p>14. 特长</p>	<p>15. 自我评价</p>
<p>16. 家庭住址</p>	<p>17. 联系电话</p>	<p>18. 电子邮箱</p>
<p>19. 其他说明</p>	<p>20. 备注</p>	<p>21. 审核意见</p>

目的外利用

保有個人情報 登録票（報告）
外部提供

課名 高齢者支援課

業務の名称	介護保険業務	
利用又は提供 する目的	新型コロナワクチン接種に係る接種券等の発送に当たり、介護保険施設入 所者の情報を正確に把握するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、生年月日、介護保険情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	健康づくり推進課
	業務の名称	予防接種業務
利用又は提供 する期間	令和3年2月1日から業務終了まで	

介護保険業務の目的外利用について

1 業務の名称 介護保険業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

介護を必要とする人が適切な介護サービスを受給できるよう、訪問調査及び要介護認定を行う。また、保険者として給付する介護サービス費を確保するため、被保険者から介護保険料を徴収するほか、国、県負担金等の財源を適切に確保する。

(2) 業務内容

被保険者の資格管理、要介護（要支援）認定、保険給付・受給者管理、サービス事業者の指導、介護保険事業計画の策定・進行管理、保険料の算定・徴収等

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、生年月日、介護保険情報

4 利用又は提供できる理由

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため早急にワクチン接種を進めることは、公益性及び緊急性が高いと考えられるため

5 利用又は提供する方法

文書又は電子データによる提供

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

予防接種業務

(2) 業務の概要

予防接種案内、接種状況把握及び費用助成等の予防接種業務を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和3年2月1日

8 報告の理由

新型コロナワクチンの接種の実施に関し、国が設定した接種順位に従い接種券を作成するため、接種順位が上位の対象者である高齢者の所在を把握する必要があったため、緊急かつやむを得ず情報を提供したもの

個人情報取扱業務委託（変更）（報告）

課 名 健康づくり推進課

委託する業務の名称	予防接種業務
委託する相手先	クーポン券の印刷・封入・封緘業務受託者
委託する理由	感染症に係る抗体検査又は予防接種に使用するクーポン券の印刷・封入・封緘業務を業者に委託し、業務の効率化を図るため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、世帯員コード
個人情報の提供方法	電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	秘密保持に関する事項、再委託の禁止又は制限に関する事項、目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項、事故発生時における報告義務に関する事項、情報の授受及び搬送・保管並びに破棄に関する事項、契約違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項、複写及び複製の禁止に関する事項、情報の管理について調査に応ずる義務に関する事項などについて遵守すること、委託業務終了時には、個人情報を返還すること

予防接種業務委託の変更について

1 業務の名称 予防接種業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
委託する理由	<u>風しん第5期定期接種</u> に係る抗体検査及び予防接種に使用するクーポン券の印刷・封入・封緘業務を業者に委託し、業務の効率化を図るため	<u>感染症</u> に係る抗体検査又は予防接種に使用するクーポン券の印刷・封入・封緘業務を業者に委託し、業務の効率化を図るため
取り扱う個人情報項目	住所、氏名、 <u> </u> 、世帯員コード	住所、氏名、 <u>生年月日</u> 、世帯員コード
個人情報の提供方法	<u>フラッシュメモリ等の外部記録媒体</u>	<u>電子ファイル</u>

3 変更理由

既存の登録内容に、新型コロナワクチン接種に係るクーポン券の印刷・封入・封緘業務を包含する内容とするため、委託する理由及び取り扱う個人情報の項目等を改める。

4 変更期日

令和3年2月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

感染症の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し公衆衛生の向上を図る。

(2) 業務内容

感染症の抗体検査又は予防接種の実施

6 報告の理由

新型コロナワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、全国的に早急を実施する必要があることから、人の生命若しくは身体の保護のため緊急かつやむを得ず当該情報を委託したもの

個人情報業務登録票（変更）（報告）

課 名 共生まれづくり課

業務の名称	道路排雪費負担金徴収業務
収集の目的	道路排雪費負担金を算出し、請求するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、居住区域、住所、電話番号、建物情報、生活保護情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（高齢者支援課、福祉課）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【道路排雪費負担金徴収業務の業務登録変更、生活保護業務及び要援護世帯除雪費助成等業務及びの目的外利用登録変更について】

令和3年1月の大雪に伴い、当市内において一斉屋根雪下ろし及び道路排雪を実施した。この道路排雪に係る費用について、災害救助法の適用により、要援護世帯及び生活保護世帯については、国が負担することとなることから、市の方で負担金免除の対象となる要援護世帯及び生活保護世帯の情報を速やかに把握するため、必要な業務登録の変更及び目的外利用登録を行うもの

道路排雪費負担金徴収業務の変更について

1 業務の名称 道路排雪費負担金徴収業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、居住区域、住所、電話番号、続柄、建物情報	氏名、居住区域、住所、電話番号、続柄、建物情報、生活保護情報
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（高齢者支援課、福祉課）

3 変更理由

大雪災害等が発生し、災害救助法が適用される場合の道路排雪を実施した世帯の負担金算出に当たり、負担金の負担が免除となる要援護世帯（高齢者世帯、障害者世帯・母子等世帯）及び生活保護世帯を把握する必要があるため

4 変更期日

令和3年1月27日

5 業務の概要

(1) 実施目的

道路排雪費負担金を算出し、請求するため

(2) 業務内容

大雪による一斉屋根雪下ろし及び排雪を実施した世帯の負担金を算出し、請求する。

6 報告の理由

令和3年1月の大雪により住宅の倒壊の危険性がある要援護世帯及び生活保護世帯について、災害救助法の適用により道路排雪に要する費用が免除となることから対象となる世帯を把握し、速やかに支援を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの。

目的外利用

保有個人情報 登録票（報告）
外部提供

課名 福祉課

業務の名称	生活保護業務	
利用又は提供する目的	大雪による一斉屋根雪下ろし及び排雪における道路排雪費用の徴収業務を円滑に進めるため (根拠法令：災害救助法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、生活保護情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	共生まちづくり課
	業務の名称	道路排雪費負担金徴収業務
利用又は提供する期間	災害救助法適用時の一斉屋根雪下ろし及び排雪における道路排雪実施時	

生活保護業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 生活保護業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
生活保護を決定するため
 - (2) 業務内容
生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、生活保護情報
- 4 利用又は提供できる理由
実施機関が所掌する業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、当該目的外利用について相当な理由があるとき
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
道路排雪費負担金徴収業務
 - (2) 業務の概要
道路排雪費負担金を算出し、請求するため。
- 7 利用期日又は提供開始日
令和3年1月27日
- 8 報告の理由
令和3年1月の大雪により住宅の倒壊の危険性がある生活保護世帯について、災害救助法の適用により道路排雪に要する費用が免除となることから対象となる世帯を把握し、速やかに支援を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

目的外利用

保有個人情報

登録票（報告）

外部提供

課名 高齢者支援課

業務の名称	要援護世帯除雪費助成等業務	
利用又は提供する目的	大雪による一斉屋根雪下ろし及び排雪における道路排雪費用の徴収業務を円滑に進めるため (根拠法令：災害救助法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	共生まちづくり課
	業務の名称	道路排雪費負担金徴収業務
利用又は提供する期間	災害救助法適用時の一斉屋根雪下ろし及び排雪における道路排雪実施時	

要援護世帯除雪費助成等業務の目的外利用について

- 1 業務の名称 要援護世帯除雪費助成等業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
要援護世帯（高齢者・障害者・母子等世帯）の屋根及び玄関前の除雪に係る費用の一部助成を行うため
 - (2) 業務内容
要援護世帯除雪費助成事業の被助成者が、母屋の雪降ろし等を行った場合に除雪費用を援助する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所
- 4 利用又は提供できる理由
実施機関が所掌する業務の遂行に必要な限度で目的外利用を行う場合であって、当該目的外利用について相当な理由があるとき
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
道路排雪費負担金徴収業務
 - (2) 業務の概要
道路排雪費負担金を算出し、請求するため
- 7 利用期日又は提供開始日
令和3年1月27日
- 8 報告の理由
令和3年1月の大雪により住宅の倒壊の危険性がある要援護世帯について、災害救助法の適用により道路排雪に要する費用が免除となることから対象となる世帯を把握し、速やかに支援を行う必要があったため、審議会への諮問及び答申を経る時間的余裕がなかったもの

個人情報業務登録の廃止（報告）

課 名 交通政策課

<p>廃止する業務の名称</p>	<p>市営バス東飛山線サポーター乗車券販売等業務</p>
<p>廃止年月日</p>	<p>令和3年3月31日</p>
<p>廃止する理由</p>	<p>市営バス定期乗車券等販売業務に統合するため廃止するもの</p>

目的外利用
 個人情報 登録の廃止（報告）
 外部提供

課 名 市民安全課

業務の名称	上越市防災士養成業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	防災士研修センター
	業務の名称	防災士研修講座実施業務
廃止年月日	平成29年3月31日	
廃止する理由	平成28年度で外部提供を廃止したため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	提供先の適正な管理のもと廃棄する。	

目的外利用
 個人情報 登録の廃止（報告）
 外部提供

課 名 税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	高齢者支援課
	業務の名称	家事援助等ボランティア利用助成業務
廃止年月日	令和3年3月31日	
廃止する理由	高齢者支援課における上越市美助っ人さん事業の終了に伴い、目的外利用が不要となるため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	文書保存年限終了後、高齢者支援課において廃棄する。	

目的外利用
 個人情報 登録の廃止（報告）
 外部提供

課 名 福祉課

業務の名称	民生委員業務	
利用又は提供した 相手先	名 称	高齢者支援課
	業務の名称	家事援助等ボランティア利用助成業務
廃止年月日	令和3年3月31日	
廃止する理由	高齢者支援課における上越市美助っ人さん事業の終了に伴い、目的外利用が不要となるため	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	文書保存年限終了後、高齢者支援課において廃棄する。	

目的外利用
個人情報 登録の廃止（報告）
外部提供

課 名 健康づくり推進課

業務の名称	母子管理事業（この内の助産師業務関係）	
利用又は提供した 相手先	名 称	上越助産師会
	業務の名称	母子管理事業（この内の助産師業務関係）
廃止年月日	令和3年3月23日	
廃止する理由	<p>上越助産師会に対しては、市の委託事業（妊産婦・新生児訪問指導や電話相談など）のほかに、同会の自主事業のために、保有個人情報を外部提供している状況にはない。</p> <p>個人情報取扱業務委託と内容が重複しているため、外部提供登録については廃止し、整理するもの</p>	
利用又は提供した 情報の回収・廃棄 方法	外部提供しているものではないため、回収・廃棄は不要	

指定管理者個人情報取扱業務（変更）（報告）

課 名 施設経営管理室

指定管理者が管理を行う施設の名称	上越市五智歴史の里会館
指定管理者の名称	五智歴史の里協議会
指定する期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など 利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
個人情報の収集方法	本人
個人情報保護に係る指定条件	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護を徹底すること。 ・ 事故等の報告義務 ・ 業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 ・ 個人情報の漏洩の防止 ・ 目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・ 提供資料の返還義務など ・ 業務の再委託の禁止 ・ 指示違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 ・ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務など

【五智歴史の里会館及び牧湯の里深山荘の指定管理者個人情報取扱業務登録の変更について】

指定管理者制度を導入している上越市五智歴史の里会館及び牧湯の里深山荘の2施設について、指定期間の満了に伴い、令和3年4月1日に新たに指定管理者の指定を行うことから、業務登録の変更を行うもの。あわせて、上越市五智歴史の里会館については、条例上に規定する名称に合わせ施設の名称を変更するもの

指定管理者個人情報取扱業務の変更について

1 指定管理者が管理を行う施設の名称

上越市五智歴史の里会館

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
指定管理者が管理を行う施設の名称	五智歴史の里会館	上越市五智歴史の里会館
指定する期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 変更理由

当該施設の指定管理者の指定に伴い、期間を更新するもの。また、条例上の規定に合わせ、施設の名称を修正するもの

4 変更期日

令和3年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

上越市五智歴史の里会館の適正管理と効果的な運営を行うため、指定管理者制度を導入する。

(2) 業務内容

上越市五智歴史の里会館の施設管理・運営

指定管理者個人情報取扱業務（変更）（報告）

課 名 施設経営管理室

指定管理者が管理を行う施設の名称	牧湯の里深山荘
指定管理者の名称	株式会社太平堂
指定する期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、加入団体、利用内容など 利用承認申請書、制限行為許可申請書、利用料金減免申請書及び承認等に係る決定通知書にある情報
個人情報の収集方法	本人
個人情報保護に係る指定条件	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護を徹底すること。 ・事故等の報告義務 ・業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取扱いをしなければならない。 ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・提供資料の返還義務 など ・業務の再委託の禁止 ・指定違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 ・個人情報の管理についての調査に応ずる義務 など

指定管理者個人情報取扱業務の変更について

1 指定管理者が管理を行う施設の名称

牧湯の里深山荘

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
指定する期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
個人情報保護に係る指定案件	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <p>(1)個人情報の保護を徹底すること。</p> <p>(2)事故等の報告義務</p> <p>(3)業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取り扱いをしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏えいの防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・提供資料の返還義務 など <p>(4)業務の再委託の禁止</p> <p>(5)指定違反等の場合の指定取消しや業務一部停止</p> <p>(6)個人情報の管理についての調査に応ずる義務 など</p>	<p>管理運営業務仕様書で指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護を徹底すること。 ・事故等の報告義務 ・業務上知り得た個人情報については、上越市個人情報保護条例により適正な取り扱いをしなければならない。 ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・提供資料の返還義務 など ・業務の再委託の禁止 ・指定違反等の場合の指定取消しや業務一部停止 ・個人情報の管理についての調査に応ずる義務 など

3 変更理由

当該施設の指定管理者の指定に伴い、期間を更新するもの

4 変更期日

令和3年4月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

牧湯の里深山荘の適正管理と効果的な運営を行うため、指定管理者制度を導入する。

(2) 業務内容

牧湯の里深山荘の施設管理・運営

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
諮問について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定期間個人情報保護評価について諮問します。

記

1 上越市健康増進事業に関する事務【諮問】

特定個人情報保護評価書 変更箇所

※1 下線部が変更箇所

項番	課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
1	健康づくり推進課	28	重点項目評価書	II>4	委託の有無 (件数)	3件	2件	事業見直しによる業務委託終了に伴う変更。
2	健康づくり推進課	28	重点項目評価書	II>4	委託事項2 (委託先名)	株式会社BSNアイネット上越支社及び上越ワーキングネットワーク	株式会社BSNアイネット上越支社 (削除)	"
3	健康づくり推進課	28	重点項目評価書	II>4	委託事項3	がん検診モバイル受付サイト保守管理 ①委託内容 がん検診申込みモバイルサイト運用保守 ②委託先における取扱者数 50人以上101人未満 ③委託先名 株式会社ジェー・シー・エス コンピュータ・サービス ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 業務委託契約後に再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。 ⑥再委託事項 運用・保守	(削除)	"

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	上越市健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3
システム4
システム5
システム6~10
システム11~15
システム16~20

<p>「本邦の企業は、海外で活動する中で、国際的な競争力を持つためには、海外市場を開拓し、海外市場での競争力を高める必要がある。海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>
<p>「海外市場を開拓するためには、海外市場のニーズを把握し、海外市場に適した製品を開発し、海外市場に積極的に参入し、海外市場での競争力を高める必要がある。」</p>	<p>海外市場</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の第76の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 情報提供及び情報照会の根拠 無し
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て部 健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市に住所を有する18歳以上の人	
	その必要性	市民の健(検)診の情報を管理し、市民の健康の増進を図るため
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	その妥当性	1. 識別情報 対象者及び受診者を正確に特定するため 2. 連絡先等情報 対象者及び受診者本人に照会及び健診(検診)結果を送付するため 3. 業務関係情報 健診(検診)対象資格保有者を確認するため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	健康子育て部 健康づくり推進課	

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (福祉課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、医師会) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ファイル転送システムを使用した暗号化通信)							
③使用目的 ※	健(検)診資格の確認、本人への受診券の送付及び結果通知、健(検)診結果の管理							
④使用の主体	使用部署 健康子育て部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ							
	使用者数 [50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 個人番号、内部番号、健康保険情報及び生活保護情報を基に、健(検)診対象者の抽出・確認。 2. 個人番号、4情報を基に、受診券等の作成・発送 3. 健(検)診申込があった場合、4情報、健康保険情報、生活保護情報を基に申込受付を行う。 4. 健(検)診実施機関からの健(検)診結果の取込み及び管理							
情報の突合	健(検)診対象者の抽出・確認及び申込者の資格情報を確認、健(検)診結果データの取込みのため、個人番号、識別番号を使い突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	データセンター内サーバにて保管。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①健康診査(肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診含む)

No.、整理番号、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所、方書、電話番号、年齢、生年月日、性別、世帯番号、世帯主カナ氏名、世帯主漢字氏名、行政区番号、行政区名称、地区番号、地区名称、住登外区分、受診区分、受診日、受診場所、受診番号、受診種別、受診券種別、登録日、備考、眼底医療機関、眼底受診日、高血圧(現症)、高脂血症(現症)、脳卒中(現症)、心筋梗塞(現症)、心臓病(現症)、腎臓病(現症)、糖尿病(現症)、貧血(現症)、肝臓病(現症)、米飯、肉・魚・豆腐、卵、牛乳、間食、みそ汁、つけもの、酒、日本酒換算合、煙草、煙草(本数)、身長、体重、標準体重、肥満度、BMI、血圧(最大)、血圧(最小)、尿蛋白、尿潜血、尿糖、心電図、眼底、総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT(AST)、GPT(ALT)、γ-GTP、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット、クレアチニン値、尿酸、血糖、HbA1c(NGSP)、HbA1c(JDS)、食後経過時間、眼底コード1、腹囲(健診結果)、尿素窒素、白血球数、提供元区分、B型肝炎判定、C型肝炎判定、C型肝炎判定理由、血圧、心所見、眼底検査、脂質代謝、肝機能、貧血、腎・尿路系、糖代謝・総合、糖代謝・HbA1c、肥満、その他、尿酸判定、総合判定、市総合判定、受診歴、同意、PSA、判定、12. BMI、栄養改善該当項目数、口腔機能該当項目数、尿酸値を下げる薬の服用、血清アルブミン、口腔機能の向上、eGFR、医師心所見、精密検査結果、訪問結果

②がん検診

No.、整理番号、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所、方書、電話番号、年齢、生年月日、性別、世帯番号、世帯主カナ氏名、世帯主漢字氏名、行政区番号、行政区名称、地区番号、地区名称、住登外区分、受診区分、受診日、受診場所は共通項目

胃がん検診

撮影年月日、X線No.、初再診の別、受診履歴、部位、所見、読影判断基準、指示事項、判定、精密検査結果

肺がん検診

検診年月日、間接番号、記号区分、肺がん(喀痰)No.、X線所見、初再診の別、精密検査結果

大腸がん検診

検体受付No.、初再診の別、受診履歴、検診年月日、検体受付No.、便潜血検査結果、精密検査結果

子宮頸がん検診

検診年月日、初再診の別、受診履歴、臨床診断、子宮頸部スミアNo.、細胞診、受診区分、指導区分、不適正標本、その他診断、医療の要否

乳がん検診

カルテNo.、検診年月日、初再診の別、受診履歴、所見、指導区分、受診区分、フィルムNo.、判定(右)、マンモ所見(右)、判定(左)、マンモ所見(左)、マンモ総合判定

骨粗鬆症検診

受診番号、測定値、判定、精密検査結果

③歯科健診

問診項目(歯・口の状態、症状、歯科医院の受診状況、歯磨きの状況、指導状況、喫煙状況)
検査結果(現在歯・喪失歯の状況、歯周組織の状況、判定)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人保健管理情報ファイル、健診結果管理情報ファイル、訪問指導記録管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者本人に関する必要な情報のみを記載するよう徹底している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 健康診査、がん検診の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。</p> <p>2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応 システムで個人番号、氏名(カナ氏名含む)、生年月日、郵便番号等で照合し、誤った情報は登録・使用しないことを徹底している。</p> <p>3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置 特定個人情報ファイルはシステムのアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要なない情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、当該職員のIDパスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーのを順守に関する事項 ・情報資産の取扱いに関する事項 ・市による検査・監督に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定の遵守	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

1. データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバールームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。

2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。

3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウィルス対策としている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康子育て部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の審査
③結果	承認

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 見波 正美	健康づくり推進課長 横山 新太郎	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		[○]健康・医療関係情報	事後	記録される項目の評価に影響がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 横山 新太郎	健康づくり推進課長 北島 賢行	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	情報連携実施に伴う、修正であるが、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1システム ①システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL総合福祉保健システム ・健診データ分析(マルチマーカー)システム ・保健指導システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康かるてV7 ・健診データ分析(マルチマーカー)システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー 	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 1システム ②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運用管理 住民基本台帳検索、事業管理、操作者・従事者管理、医療機関登録、地区・町内管理、ログ管理 2. 成人保健 基本健診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込 がん検診管理(胃・肺・大腸・乳・子宮)…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 歯周疾患検診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運用管理 ・住民基本台帳検索、事業管理、操作者・従事者管理、医療機関登録、地区・町内管理、ログ管理 2. 成人保健 ・基本健診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込 ・がん検診管理(胃・肺・大腸・乳・子宮)…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 ・歯周疾患検診管理…情報入力、対象者抽出、履歴、結果取込、精密検査結果入力・照会 3. 訪問指導地区別対象者の抽出及び帳票出力 ・地区別対象者抽出、集計及び出力 4. 訪問記録入力 ・訪問結果の入力 	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。

平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	①システム名称 保健指導システム	削除	事後	既存システムの更新に伴い、システム機能の整理を行ったことによる変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1. データ取込 総合福祉保健システム及びマルチマーカーシステムのデータ取込み 2. 取込みデータ集計・結合 取込みデータの集計・整理・結合処理 3. 地区別対象者の抽出及び帳票出力 取込みデータを地区別集計及び出力 4. 訪問記録入力 訪問結果の入力	削除	事後	既存システムの更新に伴い、システム機能の整理を行ったことによる変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康カルテV7運用支援保守	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 新潟支社	株式会社 電算	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	MCWEL総合福祉保健システム運用・保守管理	健康カルテV7運用支援保守	事後	既存システムの更新に伴う変更であり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成30年5月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] フラッシュメモリ [] その他()	[] フラッシュメモリ [○] その他(ファイル転送システムを使用した暗号化通信)	事前	業務運用の変更に伴うものであり、評価結果に影響がないことから重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長 北島 賢行	健康づくり推進課長	事後	様式変更のため

令和2年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部 健康づくり推進課	健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	上越市 健康福祉部 健康づくり推進課	上越市 健康子育て部 健康づくり推進課	事後	組織改編のため
令和2年8月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	第二重要機能室 IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退出管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退出者を管理及び監視している。	データセンター内サーバにて保管。	事後	
令和2年9月25日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。	データセンターは24時間365日入退管理されており、サーバールームは入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能となっている。また、記録媒体の不正使用ができない体制と監視カメラを備えている。	事後	
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事前	事業の見直しにより、委託件数の変更。
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社BSNアイネット上越支社及び上越ワーキングネットワーク	株式会社BSNアイネット上越支社	事前	事業の見直しにより、委託先名の変更。
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	がん検診モバイル受付サイト保守管理 ①委託内容 がん検診申込みモバイルサイト運用保守 ②委託先における取扱者数 50人以上101人未満 ③委託先名 株式会社ジェー・シー・エス コンピュータ・サービス ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 業務委託契約後に再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。 ⑥再委託事項 運用・保守	削除	事前	事業の見直しにより、委託終了。